

砥部町・広田村合併協議会

第 3 回 協 議 会 次 第

日時：平成15年8月7日（木）午後2時～

場所：広田村中央公民館2階ホール

1．開 会

2．会長あいさつ

3．会議録署名人の指名について

4．議 事

(1) 協 議

(継続協議)

協議第1号 合併の方式について

協議第2号 合併の時期について

協議第3号 新町の名称について

協議第4号 事務所の位置について

(2) その他

法定合併協議会の設置について

小委員会について

第4回砥部町・広田村合併協議会の日程について

4．その他

5．副会長あいさつ

6．閉 会

砥部町・広田村合併協議会

第 3 回 会 議 資 料

日時：平成 1 5 年 8 月 7 (木) 1 4 時から

場所：広田村中央公民館 2 階ホール

配 布 資 料 一 覧

(継 続 協 議)

1. 合併の方式について	1
2. 合併の時期について	2
3. 新町の名称について	3
4. 事務所の位置について	4

(その他)

5. 法定合併協議会の設置について	5
6. 小委員会について	15
7. 第4回砥部町・広田村合併協議会の日程について	18

協議第1号（継続協議）

合併の方式について

合併の方式について、次のとおり確認を求める。

平成15年7月10日提出

平成15年8月7日提出

砥部町・広田村合併協議会
会長 中村剛志

記

合併の方式について
伊予郡砥部町及び同郡広田村を廃止し、その区域をもって新しい町を配置する新設（対等）合併とする。

平成15年 月 日確認

協議第2号（継続協議）

合併の時期について

合併の時期について、次のとおり確認を求める。

平成15年7月10日提出

平成15年8月7日提出

砥部町・広田村合併協議会
会長 中村剛志

記

合併の時期について
合併目標時期を平成17年1月1日とする。なお、合併期日については、あらためて協議する。

平成15年 月 日確認

協議第3号（継続協議）

新町の名称について

新町の名称について、次のとおり確認を求める。

平成15年7月10日提出

平成15年8月7日提出

砥部町・広田村合併協議会
会長 中村剛志

記

新町の名称について
砥部町とする。協議会で意見が分かれた場合は、小委員会で検討する。

平成15年 月 日確認

協議第4号（継続協議）

事務所の位置について

事務所の位置について、次のとおり確認を求める。

平成15年7月10日提出

平成15年8月7日提出

砥部町・広田村合併協議会
会長 中村剛志

記

事務所の位置について
新町の事務所の位置は、現在の砥部町役場に置く。広田村役場は、「広田支所」とし、機能については、協議会で協議する。

平成15年 月 日確認

法 定 協 議 会 の 設 置 に つ い て

協議会の組織の設置について

1．市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

(合併協議会の設置)

第3条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法第252条の2第1項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画(以下「市町村建設計画」という。)の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会(以下「合併協議会」という。)を置くものとする。

2～5 略

2．地方自治法（昭和22年法律第67号）

(協議会の設置)

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4～6 略

(協議会の組織の変更及び廃止)

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

3 . 地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 2 項の告示と届出について

(1) 告示——「その旨及び規約を告示する」

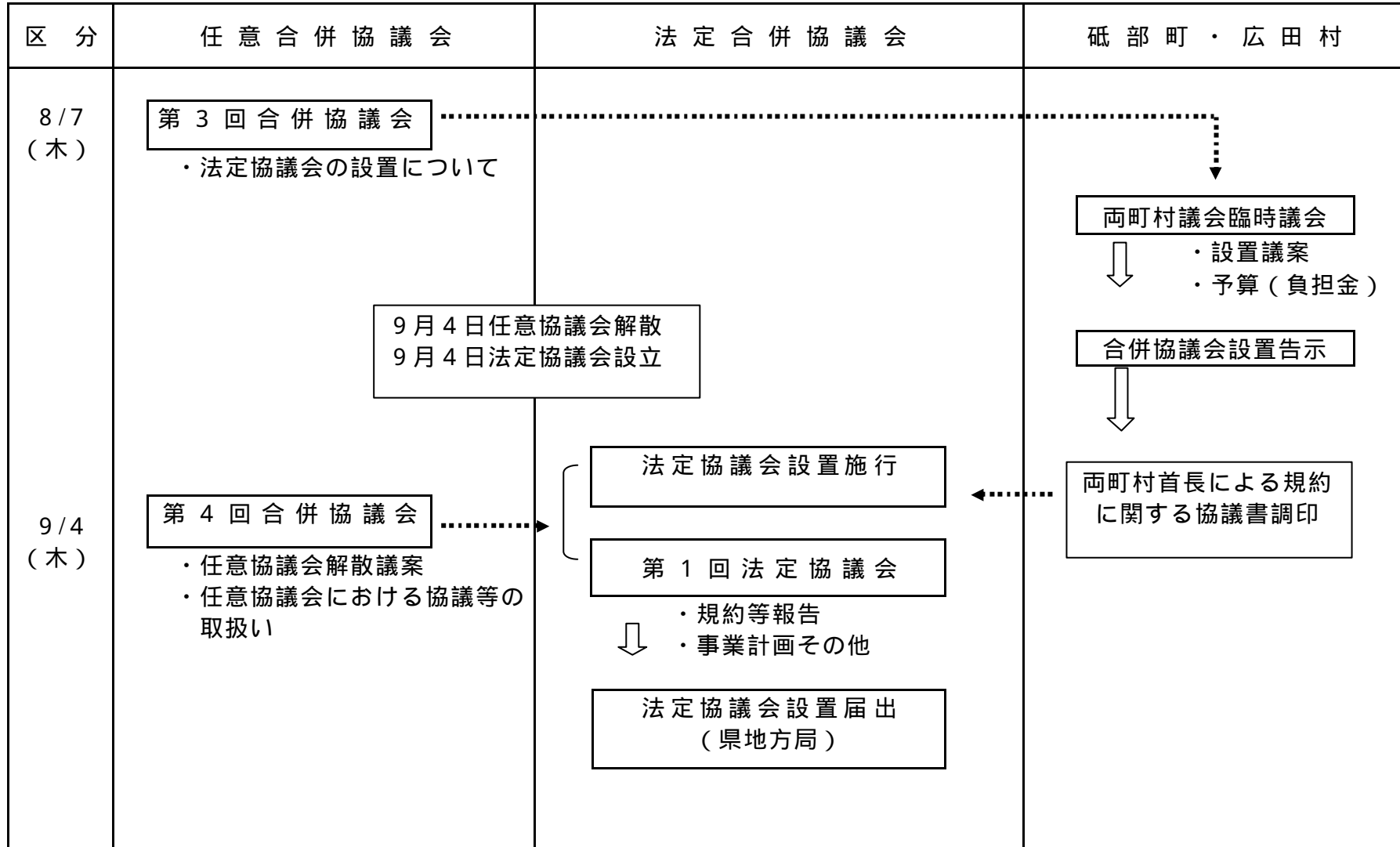
その旨とは 協議会設置の経緯及びその概要

告示は、公報あるいは掲示板をもって行う

(2) 届出

関係地方公共団体が、市町村のみのものにあつては、知事(この場合は地方局)に届け出る。

法定協議会移行スケジュール（案1）



法定協議会移行スケジュール（案２）

区 分	任 意 合 併 協 議 会	法 定 合 併 協 議 会	砥 部 町 ・ 広 田 村
8/7 (木)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">第 3 回 合 併 協 議 会</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定協議会の設置について 		
9/4 (木)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">第 4 回 合 併 協 議 会</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意協議会解散議案 ・ 任意協議会における協議等の取扱い 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">両町村首長による規約に関する協議書調印</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">法定協議会設置施行</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">第 1 回 法 定 協 議 会</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規約等報告 ・ 事業計画その他 <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">法定協議会設置届出 (県地方局)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">両町村 9 月 議 会</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置議案 ・ 予算（負担金） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">合併協議会設置告示</div>
10/1 (水)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">9月30日任意協議会解散 10月1日法定協議会設立</div>		
10/2 (木)			

砥部町・広田村合併協議会規約（案）

（協議会の設置）

第1条 砥部町及び広田村（以下「2町村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

（名称）

第2条 この合併協議会の名称は、砥部町・広田村合併協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（担当事務）

第3条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 合併の是非を含めた2町村の合併に関する協議
- (2) 法第5条に基づく新町建設計画の作成
- (3) 2町村の合併に必要な調査研究
- (4) 前3号に掲げるもののほか、2町村の合併に関し必要な事項

（事務所）

第4条 協議会の事務所は、2町村の長が協議して定めた場所に置く。

（組織）

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第6条 会長及び副会長は、2町村の長の協議により、次条第1項第1号の規定に基づき委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 2町村の長
 - (2) 2町村の職員の代表各1人
 - (3) 2町村の議会の議長及び議員各3人
 - (4) 2町村の長が協議して定めた学識経験を有する者各8人
- 2 前項の委員のほか、必要に応じて2町村の長が協議により定めた者を委員として加えることができる。
- 3 前2項の委員（同条第1項第4号委員を除く。）に事故又は公務ある場合は、会長は委員の代理を認めることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 前2項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第11条 会長は、必要に応じて2町村の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第12条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第13条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置くことができる。
- 3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(顧問)

第14条 協議会に顧問を置くことができる。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、2町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、2町村の長が協議して別に定める。

(経費の負担)

第16条 協議会の運営に必要な経費は、2町村が均等に負担する。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、2町村の長が協議して別に定める。

(監査)

第18条 協議会の出納の監査は、会長が2町村の監査委員のうちから2名を委嘱して行う。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第19条 協議会の会長、副会長、委員、顧問及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

付 則

この規約は、平成15年9月4日から施行する。

砥部町・広田村合併協議会規約に関する協議書（案）

砥部町長及び広田村長（以下「2町村の長」という。）は、砥部町・広田村合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する2町村の長が協議して定める事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

第1 協議して定める事項

- 1 規約第4条（協議会の事務所の位置）
- 2 規約第6条第1項（会長及び副会長）
- 3 規約第7条第1項第4号及び同条第2項（委員）
- 4 規約第15条第2項及び同条第3項（事務局）
- 5 規約第17条（財務に関する事項）

第2 協議して定めた事項

- 1 規約第4条に規定する協議会の事務所の位置について
事務所の位置は、伊予郡砥部町宮内1392番地 砥部町役場内に置く。
- 2 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長の選任について
会長には、砥部町長 中村 剛志 を選任する。
副会長には、広田村長 三好 晃二 を選任する。
- 3 規約第7条第1項第4号に規定する学識経験を有する者について

砥 部 町	広 田 村
新 名 静 夫	稲 田 静 夫
原 田 修	堀 川 敏 幸
松 崎 昭 夫	中 岡 幹 雄
中 村 祥 二	日 野 林 一 孝
西 山 一 郎	松 永 弘 幸
松 谷 英 明	藤 原 正 彦

澤田 守延	藤山 彰
白形 牧子	大森 妙子

4 規約第15条第2項及び第3項に定める事務局について

(1) 事務に従事する職員

町村名	職 名 及 び 氏 名					
砥部町	課 長	佐川 秀紀	課長補佐	松下 行吉	係 長	堀潤一郎
広田村	課 長	日浦 昭二	主 事	窪田 芳浩		

(2) 事務局規程については、別添のとおりとする。

5 規約第17条に規定する協議会の予算の編成、現金の出納その他財産に関し、必要な事項について

財務規程等については別添のとおりとする。

6 協議内容等の変更について

協議内容に変更が生じたときは別に協議書を取り交わすものとする。

上記協議の証として本書2通を作成し、各1通を所持するものとする。

平成15年 月 日

砥部町長 中村 剛志

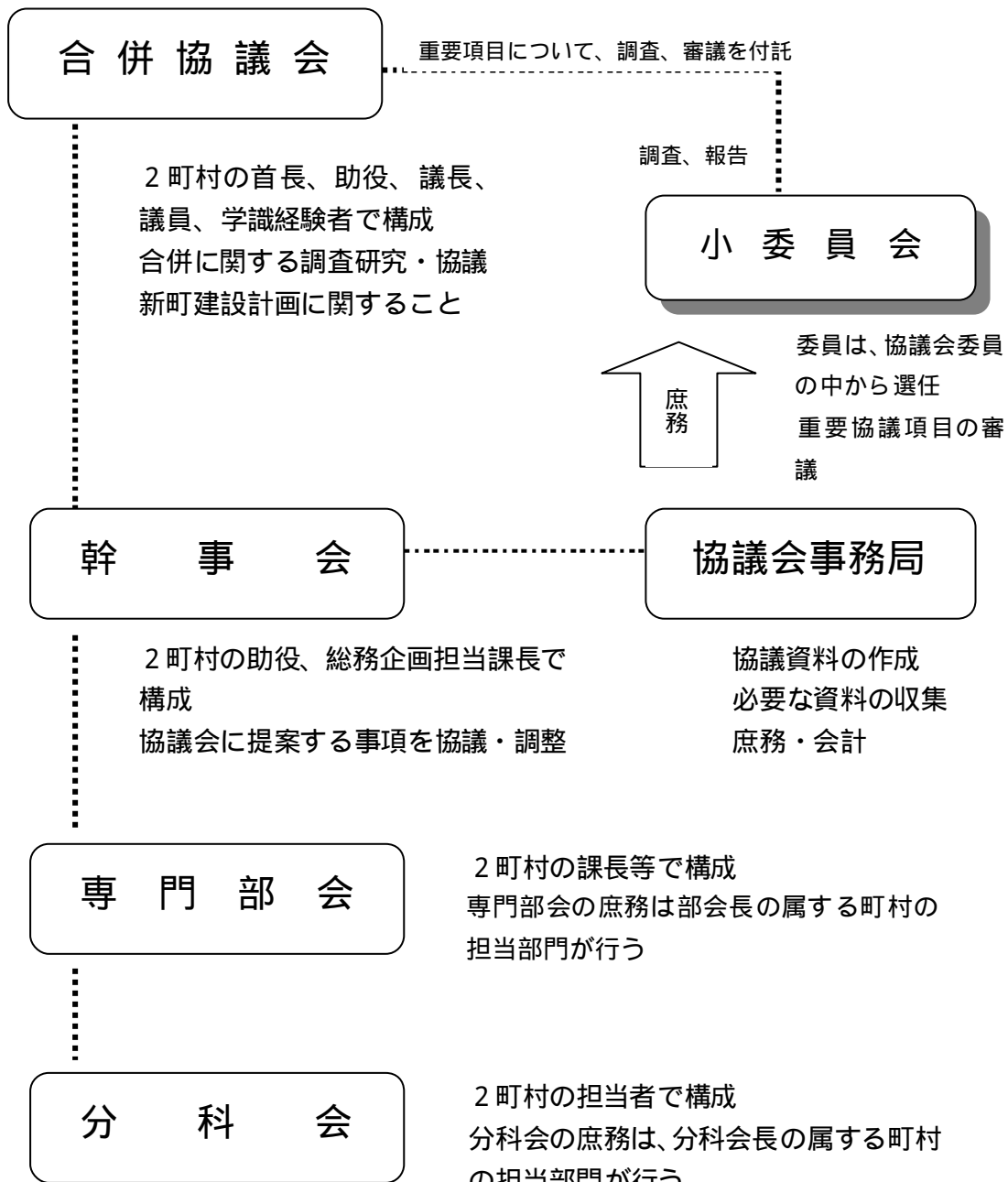
広田村長 三好 晃二

小 委 員 会 に つ い て

小委員会の位置づけ

小委員会は、協議会から付託された事項について調査、審議し報告します。委員は、協議会委員の中から選任されます。

法定協議会に移ると、いろいろな協議項目が出てきます。協議項目によっては、すぐに協議会で協議に入るよりも、小委員会で審議して協議の方向を定めてから協議した方が、審議が深まる場合があります。



県内の合併協議会における小委員会設置状況

区 分	委員総数	将来構想	建設計画	事務所 (庁舎)の 位置	新庁舎検 討	新市町名 称選定	議会議員 の定数、 任期	新市町章 候補選定	使用料及 び手数料 検討	住民小委 員会	行政組織 小委員会	総務小委 員会	企画小委 員会	計
南宇和合併協議会	35													3
東宇和・三瓶町合 併協議会	40													4
かみづな合併協 議会	24													4
宇摩合併協議会	28													2
上島合併協議会	28													2
内子町・五十崎町 合併協議会	30													2
宇和島市・吉田町・三 間町・津島町合併協 議会	28													1
きほく合併協議会	30													3
西条市・東予市・丹原 町・小松町合併協 議会	28													3
八幡浜市・保内町 合併協議会	24													3
今治市及び越智郡 11か町村合併協 議会	48													3
伊方町・瀬戸町・ 三崎町合併協議会	51													4
大洲喜多合併協議 会	32													3
重信町川内町合併 協議会	30													3
伊予地区合併協議 会	30													4
計	32	8	4	9	1	9	3	2	1	2	2	2	2	

新町の名称含む

農業委員含む

第4回砥部町・広田村合併協議会の日程について

砥部町・広田村合併協議会開催一覧表

区分	開催町	開催場所	開催日時
第1回	広田村	中央公民館	平成15年6月5日(木)14:00~
第2回	砥部町	文化会館	平成15年7月10日(木)14:00~
第3回	広田村	中央公民館	平成15年8月7日(木)14:00~
第4回			